

議案第48号

つくば市ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成26年 2月21日

つくば市長 市 原 健 一

つくば市ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例

つくば市ふれあいプラザ条例（平成16年つくば市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表の1の(1)の表中

「

2,900円	4,800円	6,100円
3,800円	6,200円	8,000円
3,600円	6,000円	7,700円
4,700円	7,800円	10,000円
5,000円	8,300円	10,800円
6,600円	10,900円	14,000円
6,200円	10,200円	13,100円
8,000円	13,200円	17,000円
6,900円	12,000円	14,600円
9,500円	15,500円	20,000円

を

8,300円	13,800円	17,700円
10,800円	17,900円	23,000円

「

2,980円	4,930円	6,270円
3,900円	6,370円	8,220円
3,700円	6,170円	7,910円
4,830円	8,020円	10,280円
5,140円	8,530円	11,100円
6,780円	11,210円	14,390円
6,370円	10,490円	13,470円
8,220円	13,570円	17,480円
7,090円	12,340円	15,010円
9,770円	15,940円	20,570円
8,530円	14,190円	18,200円
11,100円	18,410円	23,650円

」

に改め、同表冷暖房を使用する場合の項中

「750円」を「770円」に改め、同表の1の(2)の表中「2,500円」を「2,570円」に改める。

別表の2の表一般の項中「400円」を「410円」に改める。

別表の3の表研修室A(全体)の項中「700円」を「710円」に改め、同表研修室A(2分の1)の項中「400円」を「410円」に改め、同表会議室の項中「600円」を「610円」に改める。

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

( 経過措置 )

2 この条例による改正後のつくば市ふれあいプラザ条例第9条の規定は、この条例の施行日以後の納期に係る利用料金について適用し、同日前の納期に係る利用料金については、なお従前の例による。